

子どもへの虐待

顧問弁護士

ぴーすなう法律事務所

魚住 昭三



1. 始めに

最近、法律相談等で初めて子どもの虐待に触れる機会が複数回ありました。子どもへの虐待は、子どもの生命や身体のみならず、人格形成や将来の生き方に深刻な影響を及ぼす重大な人権侵害です（憲法13条参照）。家庭という私的・密室的領域で生じることが多く、外部から発見されにくい点、本来保護すべき者から保護されるべき者への虐待であり、被害者となる子どもの能力からも被害の告発が困難である点に特徴があります。本稿では、子どもへの虐待の実情と背景を概観した上で、国連子どもの権利条約および最高裁判例に示された「子の最善の利益」原則を中心に、法は役割を果たしているのか検討します。

2. 子どもへの虐待の実情

児童虐待防止法は、虐待を①身体的虐待、②心理的虐待、③ネグレクト、④性的虐待の四類型に整理しています（*1）。近年、児童相談所への相談件数は増加傾向にあり、特に心理的虐待の割合が高くなっています。心理的虐待には、暴言や無視のほか、子どもの面前で配偶者に暴力を振るう、いわゆる面前DVも含まれます（*2）。これらは直接的な身体的被害を伴わなくとも、子どもの精神的発達に深刻な影響を与える点で看過できません。

3. 虐待が生じる理由

保護者側の要因として、経済的困窮、夫婦間における育児負担の集中、核家族化や地域社会のつながりの希薄化による社会的孤立や家庭内の問題が外部から把握されにくい構造などが挙げられます。また、保護者自身が被虐待経験を有し、適切な養育モデルを持たないまま親となることで、虐待が世代間で連鎖する場合があります。

4. 国連子どもの権利条約と国内法との関係

同条約は1989年に採択され、日本は1994年にこれを批准しました（*3）。条約は、子どもを独立した権利主体として位置づけ、「子の最善の利益」をすべての措置において最優先とすべきことを定めています（第3条）

（*4）。日本国憲法98条2項により、条約は国内法秩序の一部を構成しますが、裁判実務においては、直接適用されるというよりも、国内法の解釈指針として機能しています。この点について、最高裁は、昭和49年7月30日判決において、親権者指定の判断基準として、親の権利や意向ではなく、子の利益を最優先に考慮すべきであると判示しました（*5）。また、平成24年1月27日判決は、面会交流の可否について、当該交流が子の心身の安定や福祉に資するか否かを基準として判断すべきであるとして、「子の最善の利益」原則を具体化しています（*6）。

5. 個別事例における行政・司法の役割

虐待が疑われる場合、児童虐待防止法に基づく通告制度により、行政は早期に介入し、一時保護等の措置を講ずることができます。さらに、家庭裁判所は、民法に基づき親権停止や親権喪失といった判断を行います。これらは親を制裁するためのものではなく、子の安全と健全な成長を確保するための最終的手段です。

6. 現段階での小括

以上のように、子どもの虐待への法的対応は、「子の最善の利益」原則を基軸として構築されています。行政と司法が連携し、子どもの権利を実質的に保障する法運用が求められます。今後、行政と司法の連携は機能しているのか、さらには、医療者は子どもへの虐待にどのように関わることが出来るのか等、私の担当する事件の経過に基づく「考察2」の報告をと思っています。皆様の経験・感想等を是非お願いいたします。

*1 児童虐待の防止等に関する法律2条

*2 同法2条4号

*3 外務省「国連子どもの権利条約」

*4 Convention on the Rights of the Child, Article 3

*5 最三小判昭和49年7月30日・民集28巻5号1123頁

*6 最二小判平成24年1月27日・民集66巻1号264頁

個別指導に同行する弁護士を紹介します

■ 帯同費用：1回 55,000円（税込、事前打合せ及び相談を含む。郡部・離島は別途交通費等）。

■ 申込：長崎県保険医協会（電話 095-825-3829）

※協会にお申込みいただき、担当弁護士と調整の上、協会から紹介することとなります。

無断転載禁止